

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(3) 母子加算 要保護女子等が乳児または幼児を養育しなければならない場合はその者の各月初日の在籍戸数(月の中途において退所した月を除く。)に月額19,380円を、養育しなければならない者が2人の場合は1,560円、3人以上1人増すごとにさらに月額770円を加算した額を乗じた額を(1)の事業費に加算するものとする。</p> <p>ただし、国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による遺族基礎年金の支給を受けている者はこれを除外すること。</p> <p>(注) 乳児とは、満1才未満の者、幼児とは、満1才以上小学校就学前の者をいうものであること。(以下同じ。)</p> <p>(4) 期末一時扶助費 毎年12月初日保護現員×5,070円</p> <p>(5) 被服加算 各月保護人員×月額250円</p> <p>2 要保護女子等が同伴する乳幼児</p> <p>(1) 事業費</p> <p>ア 乳児の各月当初保護現員に月額37,900円を乗じた額の合計額。</p> <p>イ 幼児の各月当初保護現員に月額42,600円を乗じた額の合計額。</p> <p>ただし、毎年11月1日からその翌年3月31日までの間はその間の乳児又は幼児の各月当初保護現員に前記1の(1)の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとする。</p> <p>(2) 期末一時扶助費 毎年12月初日保護現員×5,070円</p> <p>(3) 被服加算 各月保護人員×月額250円</p>		

新		旧			
略	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
				<p>3 事業費の算出にあたり月の途中で保護又は退所した者についての事業費(冬期加算を含む。)、妊産婦加算及び母子加算の額は次の算式により算定した額とする。</p> $\text{月額単価} \times \frac{\text{当該月の保護日数}}{30 \text{日又は当該月の日数}}$ <p>4 入所者の生活指導のための器具機材費として地方厚生(支)局長が必要と認めた額。</p>	

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
婦人相談所運営費負担金	運営費	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 婦人相談所活動費</p> <p>婦人相談所が行う都道府県域内における要保護女子等の移送等を行う事業に要する経費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額</p> <p>2 外国人婦女子緊急一時保護経費</p> <p>婦人相談所が行う外国人婦女子緊急一時保護事業に要する経費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額</p> <p>3 広域措置費</p> <p>婦人相談所が行う配偶者からの暴力被害女性を他の都道府県の婦人相談所等へ移動させるための経費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額</p>	<p>婦人相談所が行う都道府県域内における要保護女子等の移送等を行うために必要な旅費、役務費(通信運搬費)</p> <p>婦人相談所が行う外国人婦女子緊急一時保護事業を行うために必要な旅費、役務費(通信運搬費)、通訳雇上費、婦人相談所で一時保護した人身取引被害者の医療費(医療機関における診察、検査、治療及び診断書の発行等医療に要する費用。ただし、他法他制度が利用できない場合に限る。)</p> <p>婦人相談所が行う配偶者からの暴力被害女性を他の都道府県の婦人相談所等へ移動させるために必要な旅費、需用費(燃料費)、役務費(通信運搬費)</p>	5/10

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		<p>4 相談・一時保護同伴児童経費</p> <p>婦人相談所が自ら行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行う事業に要する経費</p> <p>当該年度の同伴児童保護延人数に日額180円を乗じた額</p>	<p>婦人相談所が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行うために必要な備品購入費、需用費(消耗品費)</p>	<p>5/10</p>

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率						
婦人保護事業費補助金 (婦人保護長期収容施設を含む。)	事務費	<p>I 婦人保護施設</p> <p>1 〔区分〕婦人保護事業費負担金 〔種目〕事務費の基準額による。 ただし、基準額の「2 寒冷地手当」中「都道府県条例」とあるのは「都道府県条例(法人の経営する施設にあっては、当該法人の寒冷地手当の支給に関する規定)」と読み替えること。 また、基準額の「3 夜間警備体制強化加算」中「1施設2名」とあるのは「1施設1名」と読み替え、「(注)」の部分は除くこと。 なお、施設入所者に対して特別な処遇を行っている施設については地方厚生(支)局長がその都度承認した額。</p> <p>2 施設機能強化推進費 施設機能の充実強化を推進している施設であって別途定めるところにより、施設機能強化推進費を必要とするものと認定された場合。 別途加算単価</p> <p>3 精神科医雇上費 入院治療の必要はないが精神に障害のある者(精神科通院により投薬治療を受けている者及び施設内において専門医の処方を受けている者(以下「対象者」という))が毎年4月1日現在の実入所人員に対して10人以上を占めている施設に対し、1回当たり単価13,570円を限度として年12回の範囲内で加算する。 対象者が21人を超える施設であるときは、次表に定める回数の範囲内でさらに加算する。 対象者が21人を超える施設への加算回数</p> <table border="1" data-bbox="1429 1310 1780 1406"> <thead> <tr> <th>対象者数</th> <th>加算回数(年間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21~30人</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>31人以上</td> <td>24回</td> </tr> </tbody> </table>	対象者数	加算回数(年間)	21~30人	12回	31人以上	24回	婦人保護施設職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費)、役務費(通信運搬費)、備品購入費、委託料等	5/10
対象者数	加算回数(年間)									
21~30人	12回									
31人以上	24回									

新

旧

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>4 略</p> <p>5 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員加算が必要と認定された場合。</p> <p>(1) 常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額(心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数を乗じて得た額の合算額)を当該取扱定員に12を乗じた数によって除した額(円未満切捨)と表3「心理療法担当職員加算限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 常勤的非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>2,976,343円</u></p> <p>(3) 非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>1,712,090円</u></p>					<p>4 民間施設給与等改善費 地方公共団体の経営する施設以外の施設(ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。)であって、別途定めるところにより、民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合。 事務費基準額×別途定めるところにより決定された加算率</p> <p>5 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員加算が必要と認定された場合。</p> <p>(1) 常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額(心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数を乗じて得た額の合算額)を当該取扱定員に12を乗じた数によって除した額(円未満切捨)と表3「心理療法担当職員加算限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 常勤的非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>2,975,406円</u></p> <p>(3) 非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>1,712,041円</u></p>		

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	-------	--------	---------------

表 3 心理療法担当職員加算限度額

(単位:円)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
20名以下	24,900	24,300	23,800	23,500	23,100	22,700
21 ~ 30	16,600	16,200	15,900	15,600	15,400	15,200
31 ~ 40	12,400	12,200	11,900	11,700	11,500	11,400
41 ~ 50	10,000	9,700	9,500	9,400	9,200	9,100
51 ~ 60	8,300	8,100	7,900	7,800	7,700	7,600
61 ~ 70	7,100	7,000	6,800	6,700	6,600	6,500
71 ~ 80	6,200	6,100	6,000	5,900	5,800	5,700
81 ~ 90	5,500	5,400	5,300	5,200	5,100	5,100
91 ~ 100	5,000	4,900	4,800	4,700	4,600	4,500

地域区分 定員	3/100	その他
20名以下	22,200	21,700
21 ~ 30	14,800	14,400
31 ~ 40	11,100	10,800
41 ~ 50	8,900	8,700
51 ~ 60	7,400	7,200
61 ~ 70	6,300	6,200
71 ~ 80	5,500	5,400
81 ~ 90	4,900	4,800
91 ~ 100	4,400	4,300

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	-------	--------	---------------

表 3 心理療法担当職員加算限度額

(単位:円)

地域区分 定員	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
20名以下	24,700	24,200	23,800	23,600	23,400	23,300
21 ~ 30	16,500	16,100	15,900	15,700	15,600	15,500
31 ~ 40	12,300	12,100	11,900	11,800	11,700	11,600
41 ~ 50	9,900	9,700	9,500	9,400	9,400	9,300
51 ~ 60	8,200	8,100	7,900	7,900	7,800	7,800
61 ~ 70	7,100	6,900	6,800	6,700	6,700	6,600
71 ~ 80	6,200	6,000	6,000	5,900	5,900	5,800
81 ~ 90	5,500	5,400	5,300	5,200	5,200	5,200
91 ~ 100	4,900	4,800	4,800	4,700	4,700	4,700

地域区分 定員	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
20名以下	23,100	22,900	22,700	22,500	22,200	21,700
21 ~ 30	15,400	15,300	15,200	15,000	14,800	14,400
31 ~ 40	11,500	11,500	11,400	11,300	11,100	10,800
41 ~ 50	9,200	9,200	9,100	9,000	8,900	8,700
51 ~ 60	7,700	7,600	7,600	7,500	7,400	7,200
61 ~ 70	6,600	6,500	6,500	6,400	6,300	6,200
71 ~ 80	5,800	5,700	5,700	5,600	5,500	5,400
81 ~ 90	5,100	5,100	5,100	5,000	4,900	4,800
91 ~ 100	4,600	4,600	4,500	4,500	4,400	4,300

新

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>6 同伴児童対応指導員雇上費加算</p> <p>別途定めるところにより、婦人保護施設において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。</p> <p>1 施設当たり年額</p> <p>(1人配置の場合) <u>2,257,770円</u></p> <p>(2人配置の場合) <u>4,515,540円</u></p> <p>7 人身取引被害者支援のための通訳者及びケースワーカー雇上費加算</p> <p>別途定めるところにより、婦人保護施設において、人身取引被害者の対応を行う通訳者及びケースワーカーを雇い上げた場合、各月雇い上げた日数と以下の日額単価を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 通訳者</p> <p>1 施設当たり日額 <u>10,790円</u></p> <p>(2) ケースワーカー</p> <p>1 施設当たり日額 <u>7,180円</u></p> <p>II 略</p>		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>6 同伴児童対応指導員雇上費加算</p> <p>別途定めるところにより、婦人保護施設において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。</p> <p>1 施設当たり年額</p> <p>(1人配置の場合) <u>2,257,721円</u></p> <p>(2人配置の場合) <u>4,515,442円</u></p> <p>II 婦人保護長期収容施設</p> <p>(1) 施設事務費は収容委託者各月の現員数に1人月額基準額78,100円を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 施設機能強化推進費は、前項I婦人保護施設の2施設機能強化推進費の取扱いによる。</p> <p>(3) 民間施設給与等改善費は、前項I婦人保護施設の4民間施設給与等改善費の算定による。</p> <p>(4) 下記の都道府県にあっては、次に掲げる定数を基礎に算定する。</p> <p>北海道 7人</p> <p>東京都 40人</p> <p>神奈川県 10人</p> <p>愛知県 5人</p> <p>大阪府 5人</p> <p>兵庫県 7人</p> <p>福岡県 5人</p> <p>(注) 別表に示す「施設事務費算定基準」は婦人保護長期収容施設に適用しない。</p>		

新

旧

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
	事業費	1 略 2 略 3 略 4 略 5 <u>人身取引被害者支援のための医療費</u> <u>人身取引被害者が診察、治療等の医療を受けるために要する経費</u>	<u>婦人保護施設で保護した人身取引被害者の医療費(医療機関における診察、検査、治療及び診断書の発行等医療に要する費用。ただし、他法他制度が利用できない場合に限る。)</u>			事業費	1 〔区分〕婦人保護事業費負担金 〔種目〕事業費の基準額(4を除く)による。ただし、基準額中「婦人相談所」とあるのは、「婦人保護施設」と読み替えること。 なお、被服加算については、各月初日現員×月額250円とする。 2 社会適応訓練費 各月初日保護現員×月額330円 3 入所者の生活指導、職業訓練のための器具、機材費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額。 4 同伴児童経費 同伴児童対応指導員を配置する婦人保護施設が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等に要する経費 当該年度の同伴児童保護延人数に日額180円を乗じた額	婦人保護施設入所者の処遇のために必要な需用費(食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費)、備品購入費、扶助費、委託料等 婦人保護施設が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行うために必要な備品購入費、需用費(消耗品費)	5/10

新

旧

略

(別表)

施設事務費算定基準

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
人件費	(1) 給 与	<p>毎年4月1日現在（以下「4月初現在」という。）の職員の現員を基礎として算定する。</p> <p>ア. 都道府県及び市が経営する施設にあつては、4月初現在の職員の現員の本俸、特殊業務手当（主任指導員及び指導員については、別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。）、地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額と次に示す職員の職種別の本俸、特殊業務手当、地域手当及び扶養手当の合算額とを比較していずれか少ない方の額とする。</p>	12

新

(別表)

施設事務費算定基準

経費の種類	経費の区分	単 価		員 数

職種別	本俸 A	特殊業務 手当 B	扶養手当 C	合計 D=(A+B+C)	地域手当 (合計×各%)							
					18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	K
					E	F	G	H	I	J		
福2-29 施設長 (50名以下)	246,400		13,183	259,583	46,725	38,937	31,150	25,958	20,767	15,675	7,787	
福4-1 施設長 (51名以上)	271,400		13,183	284,583	51,225	42,687	34,150	28,458	22,767	17,075	8,537	
行(一)2-9 事務員	200,000		13,183	213,183	38,373	31,977	25,582	21,318	17,055	12,791	6,395	
福2-17 主任指導員	225,600	11,700	13,183	250,483	45,087	37,572	30,058	25,048	20,039	15,029	7,514	
福2-13 指導員	219,200	11,700	13,183	244,083	43,935	36,612	29,290	24,408	19,527	14,645	7,322	
医(三)2-29 看護師	229,200	2,500	13,183	244,883	44,078	36,732	29,386	24,488	19,591	14,693	7,346	
医(二)2-9 栄養士	190,900		13,183	204,083	36,735	30,612	24,490	20,408	16,327	12,245	6,122	
行(二)1-37 調理員等	165,800		13,183	178,983	32,217	26,847	21,478	17,898	14,319	10,739	5,369	
福2-5 心理療法担当職員	205,800	11,700	13,183	230,683	41,523	34,602	27,682	23,068	18,455	13,841	6,920	

職種別	合計額 (合計+地域手当)							
	18/100 D+E	15/100 D+F	12/100 D+G	10/100 D+H	8/100 D+I	6/100 D+J	3/100 D+K	その他
福2-29 施設長 (50名以下)	306,308	298,520	290,733	285,541	280,350	275,158	267,370	259,583
福4-1 施設長 (51名以上)	335,808	327,270	318,733	313,041	307,350	301,658	293,120	284,583
行(一)2-9 事務員	251,555	245,160	238,765	234,501	230,238	225,974	219,578	213,183
福2-17 主任指導員	295,570	288,055	280,541	275,531	270,522	265,512	257,997	250,483
福2-13 指導員	288,018	280,595	273,373	268,491	263,610	258,728	251,405	244,083
医(三)2-29 看護師	288,962	281,615	274,269	269,371	264,474	259,576	252,229	244,883
医(二)2-9 栄養士	240,818	234,695	228,573	224,491	220,410	216,328	210,205	204,083
行(二)1-37 調理員等	211,200	205,830	200,461	196,881	193,302	189,722	184,352	178,983
福2-5 心理療法担当職員	272,205	265,285	258,365	253,751	249,138	244,524	237,603	230,683

旧

(別表)

施設事務費算定基準

経費の種類	経費の区分	単 価		員 数

職種別	本俸 A	特殊業務 手当 B	扶養手当 C	合計 D=(A+B+C)	地域手当 (合計×各%)												
					17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	O		
					E	F	G	H	I	J	K	L	M	N			
福2-29 施設長 (50名以下)	246,400		13,183	259,583	44,128	36,342	31,150	28,554	25,958	23,362	20,767	18,171	15,575	12,978	7,787		
福4-1 施設長 (51名以上)	271,400		13,183	284,583	48,378	39,842	34,150	31,304	28,458	25,612	22,767	19,921	17,075	14,228	8,537		
行(一)2-9 事務員	200,000		13,183	213,183	36,241	29,846	25,582	23,450	21,318	19,186	17,055	14,823	12,791	10,658	6,395		
福2-17 主任指導員	225,600	11,700	13,183	250,483	42,582	35,068	30,058	27,554	25,048	22,543	20,039	17,534	15,029	12,524	7,514		
福2-13 指導員	219,200	11,700	13,183	244,083	41,494	34,172	29,290	26,849	24,408	21,967	19,527	17,086	14,645	12,204	7,322		
医(三)2-29 看護師	228,200	2,500	13,183	244,883	41,530	34,284	29,386	26,937	24,488	22,038	19,591	17,142	14,693	12,244	7,346		
医(二)2-9 栄養士	190,900		13,183	204,083	34,684	28,572	24,490	22,449	20,408	18,367	16,327	14,286	12,245	10,204	6,122		
行(二)1-37 調理員等	165,800		13,183	178,983	30,427	25,058	21,478	19,688	17,898	16,108	14,319	12,528	10,739	8,948	5,369		
福2-5 心理療法担当職員	205,800	11,700	13,183	230,683	38,216	32,298	27,682	25,375	23,068	20,761	18,455	16,148	13,841	11,534	6,920		

職種別	合計額 (合計+地域手当)												
	17/100 D+E	14/100 D+F	12/100 D+G	11/100 D+H	10/100 D+I	8/100 D+J	7/100 D+K	6/100 D+L	5/100 D+M	3/100 D+N	その他 D+O		
福2-29 施設長 (50名以下)	303,712	295,925	290,733	288,137	285,541	282,945	280,350	277,754	275,158	272,562	267,370	259,583	
福4-1 施設長 (51名以上)	332,862	324,425	318,733	315,887	313,041	310,195	307,350	304,504	301,658	298,812	293,120	284,583	
行(一)2-9 事務員	249,424	243,028	238,765	236,833	234,501	232,369	230,238	228,106	225,974	223,842	219,578	213,183	
福2-17 主任指導員	293,055	285,551	280,541	278,036	275,531	273,026	270,522	268,017	265,512	263,007	257,997	250,483	
福2-13 指導員	285,572	278,255	273,373	270,932	268,491	266,050	263,610	261,169	258,728	256,287	251,405	244,083	
医(三)2-29 看護師	288,513	279,167	274,269	271,820	269,371	266,922	264,474	262,025	259,576	257,127	252,229	244,883	
医(二)2-9 栄養士	238,772	232,655	228,573	226,532	224,491	222,450	220,410	218,369	216,328	214,287	210,205	204,083	
行(二)1-37 調理員等	209,410	204,041	200,461	198,671	196,881	195,091	193,302	191,512	189,722	187,932	184,352	178,983	
福2-5 心理療法担当職員	268,898	262,978	258,365	256,058	253,751	251,444	249,138	246,831	244,524	242,217	237,603	230,683	

新

旧

略

経費の 種類	経費の区分	単 価	員 数
		イ. 法人が経営する施設にあっては、4月当初現在の職員の本俸、特殊業務手当（主任指導員及び指導員については別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。）、地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月当初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額とする。	
	(2) 期末勤勉手当	(1)の給与の単価及び(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員の期末勤勉手当加算額の合算額とする。	4. 1 5 (円未満切捨)
	(3) 管理職手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長の本俸×1.2	0. 1 2 5
	(4) 管理職員特別勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長について、臨時又は緊急の必要による週休日又は休日の勤務をした場合 勤務1回につき 6,000円	勤務回数
	(5) 超過勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した本俸、特殊業務手当（1人月額2,500円の加算額を除く。）及び地域手当の額の合算額（施設長の本俸及び地域手当の額を除く。）×1.2	0. 0 4 2 7
	(6) 住居手当	(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員の住居手当の月額	1 2
	(7) 通勤手当	(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員について算定した手当月額	1 2

新				旧			
経費の種類	経費の区分	単 価	員 数	経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
	(8) 略				(8) 非常勤調理員等	年額 1,596,000円	1
	(9) 略				(9) 非常勤調理員等 年休代替要員費	年額 74,480円	1
	(10) 略				(10) 年休代替要員費	年額 118,400円	(1) の給与の算定の基礎となった指導員及び看護師数
	(11) 略				(11) 調理員等年休代替要員費	年額 106,400円	(1) の給与の算定の基礎となった調理員等
	(12) 略				(12) 看護代替経費	年額 1,950円	取投定員
	(13) 社会保険料 事業主負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険労働者 災害補償保険又は地方公務員共済組合についてのみ 4月当初現在職員現員の給与に見合う所定の月額 の合算額又は給与の算定基礎額の欄において算定 した給与に0.17970を乗じて得た額	12		(13) 社会保険料 事業主負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険労働者 災害補償保険又は地方公務員共済組合についてのみ 4月当初現在職員現員の給与に見合う所定の月額 の合算額又は給与の算定基礎額の欄において算定 した給与に0.17920を乗じて得た額	12
	(14) 略				(14) 嘱託医手当	4月当初現在の嘱託医手当の月額	12
	(15) 宿直業務改善費	1施設年額 2,452,520円	1		(15) 宿直業務改善費	1施設年額 2,460,500円	1
管理費	(16) 略			管理費	(16) 旅 費	5,580円	(1) の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数
	(17) 略				(17) 庁 費	57,120円	同 上

新

旧

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
(18)略			
(19)略			
(20)略			
(21)職員健康管理費		5,740円	(1)の給与の算定の基礎となった職員数
(22)略			
(23)略			
(24)略			
(25)非常勤職員 処遇改善費	年額	5,740円	1
(26)略			

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
(18)特別管理費	50人以下の施設 年額	842,100円	1
	51人以上の施設 年額	785,400円	1
(19)職員研修費		1,950円	(1)の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数
(20)被服手当		630円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員等
(21)職員健康管理費		5,690円	(1)の給与の算定の基礎となった職員数
(22)各所修繕費	1㎡当たり	379円	当該施設の実延数 (1㎡未満切捨) ただし、一時保護所の 場合婦人相談所との兼 用部分については、そ の主たる用途によって 按分された延面積
(23)入所者保健 衛生費		3,150円	取扱定員
(24)業務省力化等 勤務条件改善費	直接処遇職員 年額	299,985円	(1)の給与の算定の基礎となった指導員及び看護師数
	調 理 員 年額	290,472円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員数
(25)非常勤職員 処遇改善費	年額	5,690円	1
(26)苦情解決対策 経費	年額	25,326円	1

新

旧

略

経費の 種 類	経費の区分	単 価	員 数
	(27)調理業務外 部委託費	調理業務の全部を委託する場合は、その委託料 (事務費相当)の月額	12